

議案第 39 号

交野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の
一部を改正する条例について

交野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

条例案……別記

令和 6 年 6 月 4 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 指定管理者による公の施設の適正な管理運営を図るため、地方自治法第
138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、評価委員会を設置したいため。

交野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例
案

交野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

交野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和22年法律第67号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第4条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

第5条第1項中「、地方自治法」を「、法」に改める。

第13条第1項中「、地方自治法（昭和22年法律第67号）」を「、法」に改める。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（評価委員会）

第14条 市長等は、指定管理者による公の施設の適正な管理運営を図るため、法第138条の4第3項の規定に基づき、評価委員会を置く。

2 評価委員会は、市長等の諮問に応じ、指定管理者が行う公の施設の管理運営業務の評価に関する事項及び法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる際に必要となる事項について調査及び審議し、その結果を市長等に答申する。

3 前条第3項から第9項までの規定は、評価委員会について準用する。この場合において、前条第4項中「、市長等から任命された日から、その所掌事務により指定管理者が指定を受けた施設の管理を行う日までとする」とあるのは「、2年とし、再任を妨げない」と、同条第8項中「、公の施設を所管する部」とあるのは「、企画財政部」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。